

令和6年8月9日

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の  
在り方に関する有識者検討会

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会  
代表理事 王寺 直子

## 中間整理に関する意見書

### 1. 中間整理における幼児教育施設の範囲について

この中間整理において「幼児教育施設」を幼稚園、保育所、認定こども園とされているところである。一方で無認可保育施設及び小規模保育所等にも3歳以上の園児は在園している現状があり、この国の「幼児教育保育施設等」に在園するすべてのこどもを視野に入れた中間整理となることを強く望む。さらに「0歳から18歳までの子供の発達や学びが連続していることを踏まえる必要がある」、「満3歳以上児の幼児教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した、乳幼児期における教育の一貫性・連続性の確保」と記載されていることを踏まえ、0歳から2歳も視野に入れ、「0歳から就学前」の全てのこどもを視野にいれた中間整理がなされることを望む。

### 2. 「幼保小の架け橋プログラム」が全ての自治体で行われるために

「幼保小の架け橋プログラム」においては、地方自治体の強いリーダーシップや幼保小の管理職の理解がなければ、幼児教育施設、小学校との相互の連携・接続を進めることは容易ではない。そのため、本格的な全国実施にあたっては、国が更なるリーダーシップを発揮していただき、自治体と教育委員会、各所轄部署を先導していただき、施設種別によらず就学前の「すべてのこども」がこのプログラムに参加でき、円滑な小学校への接続となることを望む。さらに、「小学校関係者の中には、幼児教育において育みたい資質・能力は小学校教育に比して曖昧で捉えにくく、小学校学習指導要領の各教科等で示されている資質・能力にどのようにつながっているのか理解することが難しいなどの意見もある」ことを鑑み、小学校区内における幼児教育施設と小学校との合同の研修会やこどもの発達・成長段階と相互の要領・指針及び学習指導要領を理解し共有できる機会を多く持つ必要があると考える。そのためには、幼児教育施設・小学校双方の働き方改革を進め、しっかりと取り組める基盤作りに取り組んでいただきたい。

### 3. この検討会の場に小学校担当部署などの参画を

この今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会で議論している内容は幼児期だけに留まるものではなく、「0歳から18歳までの子供の発達や学びが連続していることを踏まえる必要がある」ことを鑑みれば、小学校、中学校、高等学校にも大きく影響がある検討会である。特に架け橋期については小学校側の対応によって、いくら幼児教育・保育の現場側から働きかけを行ったとしても、小学校や教育委員会の対応によって実現していないケースが多くみられる。今後の検討会の場にはぜひ小学校以降を所管する部署も参画し、いかにして架け橋期を実現することができるかを双方交えて協議すべきであると考え。また、架け橋は幼児期だけにとどまらず、小学校と中学校、中学校と高校でも存在することから、「0歳から18歳までの学びの連続性」という視点が大変重要であるため、全方位的に検討されることを強く望む。

### 4. 「いわゆる預かり保育」に対する共通認識 (p.15)

主に午後から夕方にかけての園児の過ごし方については幼稚園、保育所、認定こども園の共通した課題であり、幼稚園に特化した課題ではなく、要領・指針に基づきこの時間をいかにこどもにとって充実した時間とするかは各園の真価が問われる重要な部分である。保育所及び認定こども園にはそのノウハウの蓄積があるため、実態を把握した上で全施設の共通認識と捉えていただき、「すべてのこども」が充実した生活を送れるよう検討されることが重要であると考え。

### 5. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を中心とした3要領・指針の統一化を

3要領・指針の改定が行われ、多くの部分で共通化が図られた。しかし、幼稚園型認定こども園では幼稚園教育要領、保育所型認定こども園では保育所保育指針に「従う」こととされている。双方には、2.3認定、1号認定が在園し、幼稚園（私学助成・施設型給付）の多くの施設でも子育て支援事業も展開しており、施設内で行われている取組（機能）に大きな区別はなくなりつつある。そのような面から、すべてのこどもを踏まえるためにも3要領・指針を一本化し、日本のこどもを育むナショナルカリキュラムとして据えるべきであると考え。

### 6. 「保育」や「幼児教育」の法的に持つ意味の統一を

5. を前提に考えれば、現在「保育（養護と教育を一体的に行うこと）」と「幼児教育（幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したもの）」の言葉の定義は極めて同義であると考え。次の改定に向けては文言の整理をしていただき、全ての施設で共通言語とした「保育」を実現できるようにしていきたい。

## 7. 「すべてのこども」の視点から幼児教育の推進を

こども基本法の6つの基本理念の「2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること」とある。

就学前施設数及び在園児数から考えると令和5年5月1日現在で幼稚園は6,044園(13%)・739,445人(21%)、それ以外に保育所等を利用する園児は令和5年4月1日現在で39,589施設(87%)・2,717,335人(79%)となっている。今後の幼児教育・保育を推進していく上では、施設種別や類型に「こどもたち」が区分けされることなく、省庁の所管や縦割り行政に「こどもたち」が振り回されることなく、「こどもが権利の主体」であることを前提に「すべてのこども」を主体とした、こどもが主語となる「こどもまんなか」の施策が推進されることを強く望む。